



2021年7月15日

各位

会社名 ファーストコーポレーション株式会社
代表者 代表取締役社長 中村 利秋
(コード番号 1430 東証第一部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 野村 富男
(TEL 03-5347-9103)

第10回定時株主総会開催日程及び付議議案決定 並びに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年7月15日開催の取締役会にて、第10回定時株主総会の開催日程及び付議議案並びに定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 第10回定時株主総会の開催日程及び付議議案

- (1) 開催日時 2021年8月26日(木) 午前10時
- (2) 開催場所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 新宿野村ビル2階
野村コンファレンスプラザ新宿 コンファレンス A

(3) 付議議案

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する業績連動型株式報酬等の額設定の件

2. 定款の一部変更

(1) 提案の理由

当社現行定款について、次の理由により所要の変更及び削除等を行うものであります。

- 1) 当社は、当社の継続的な企業価値の向上のためには、コーポレート・ガバナンスの確立が重要であると認識しております。これまで監査役会設置会社として経営の監査・監督に努めてまいりましたが、社外取締役を中心とする監査等委員会が取締役の職務執行の監査等を行うとともに、各監査等委員が取締役会において議決権を行使することで、取締役会の監督機能をさらに強化し、より適切なガバナンス体制の実現を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。
- 2) その他、一部文言及び表現の修正、条文の追加及び削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会の終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p>
<p>第2章 株式 第6条～第9条 (条文省略)</p> <p>(単元株式の売渡請求)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>第11条～第12条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第13条 株主名簿、新株予約権原簿に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に関する手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>第2章 株式 第6条～第9条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式の売渡請求)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>第11条～第12条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第13条 株主名簿、新株予約権原簿に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に関する手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>第3章 株主総会 第14条～第19条 (条文省略)</p>	<p>第3章 株主総会 第14条～第19条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は10名以内とする。 (新設)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は15名以内とする。 <u>② 前項に定める取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(選任)</p> <p>第21条 当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>② 前項の選任については、累積投票の方法によらない。</p> <p>(新設)</p>	<p>(選任)</p> <p>第21条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>② 前項の選任については、累積投票の方法によらない。</p> <p>③ <u>監査等委員である取締役の補欠者の予選に係る決議の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(任期)</p> <p>第22条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 補欠又は増員により選任された取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>③ <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>④ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>② 当社は、取締役会の決議により、取締役の中から、役付役員を若干名選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>② 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から、役付取締役を若干名選定することができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条</p> <p>(現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p>
<p>第26条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会の承認簿)</p> <p>第27条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第27条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(取締役会の承認)</p>
<p>第28条</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第28条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印を行う。</p>	<p>第28条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第29条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに記名押印を行う。</p>
<p>(取締役に対する報酬等)</p> <p>第29条 取締役に対する報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)については、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役に対する報酬等)</p> <p>第30条 取締役に対する報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第30条～第31条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第31条～第32条</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第32条 当会社の監査役は4名以内とする。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(選任)</u> 第33条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>	(削除)
<p>② <u>監査役を選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(任期)</u> 第34条 <u>監査役の任期は、選任後4年内以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	(削除)
<p>② <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u> 第35条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集等)</u> 第36条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u> 第37条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会議事録)</u> 第38条 <u>監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印を行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u> 第39条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第41条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第5章 監査等委員会 (常勤の監査等委員)</p> <p>第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集等)</p> <p>第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会議事録)</p> <p>第36条 監査等委員会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに記名押印を行う。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人 第42条～第43条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第44条 会計監査人の報酬等は、<u>代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。</u></p> <p>第45条 (条文省略)</p> <p>第7章 計算 第46条～第49条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規程) 第37条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第6章 会計監査人 第38条～第39条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第40条 会計監査人の報酬等は、<u>代表取締役が監査等委員会の同意を得てこれを定める。</u></p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算 第42条～第45条 (現行どおり)</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

2021年8月26日
2021年8月26日

以上